

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

○地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則

(同)

二

○人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

二

○宮城県公報発行規則の一部を改正する規則

(私学文書課)

二

○公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

(同)

二

○県の発行する印刷物の販売に関する規則の一部を改正する規則

(県政情報公開室)

四

○行政文書管理規則の一部を改正する規則

(同)

四

○公文書館条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

四

○手数料条例施行規則の一部を改正する規則

(財政課)

五

○宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

五

○県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

六

○防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則

(危機対策課)

六

○宮城県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

(人事課)

七

○標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令

(同)

八

○附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令

(同)

八

○公印規程の一部を改正する訓令

(私学文書課)

八

ページ

訓 令 甲

規 則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十五号

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則(昭和五十一年宮城県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表教育長の項中「関する次のこと。」を「係る児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第十七条第一項の規定によつて読み替えられる同法第七条の規定による児童手当の認定に関する事務」に改め、同項各号を削り、同表教育委員会の地方機関及び教育機関の長の項第二号中口を削り、ハをロとし、ニからトまでをハからヘまでとし、同項に次の一号を加える。

十 令達予算に基づく請負代金額一件二百五十万円未満の工事の検査

第三条の表警察本部長の項第二号を次のように改める。

二 警察の職員に係る児童手当法第十七条第一項の規定によつて読み替えられる同法第七条の規定による児童手当の認定に関すること。

第三条の表警察署長の項第三号中口を削り、ハをロとし、ニからヘまでをハからホまでとし、同項に次の一号を加える。

八 令達予算に基づく請負代金額一件二百五十万円未満の工事の検査

告 示

○消防管理規程の一部を改正する訓令

(管財課) 一〇

○県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱の一部を改正する告示

(県政情報公開室) 一〇

○平成十八年宮城県告示第九十九号(個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正

(同) 一〇

○文書規程の一部を改正する訓令 (同) 八

○条例及び規則等取扱規程の一部を改正する訓令 (同) 九

○公益法人の検査に関する規程を廃止する訓令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公益法人の検査に関する規程の一部を改正する訓令 (同) 九

第五条第一項第八号ただし書中「二百万円」を「二百五十万円」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 教育次長に、表彰規則（昭和四十二年宮城県規則第六十三号）第八条から第十条までの規定に基づく表彰に関する事務を補助執行させる。

第五条に次の一項を加える。

8 労働委員会事務局長に、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百二十二号）第二十条第一項に規定する相談に関する事務を補助執行させる。

第六条第一項第十二号中「決定」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の表教育長の項の改正規定及び第三条の表警察本部長の項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十六号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則（平成十二年宮城県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

本則の表本局の項中「室長」の下に「水道経営改革専門監」を加え、同表地方機関の項中「出張所長」を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十七号

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則（平成十七年宮城県規則第六十一号）の一部

を次のように改正する。

第二条中「県政情報公開室」を「県政情報・文書課」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

宮城県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十八号

宮城県公報発行規則の一部を改正する規則

宮城県公報発行規則（昭和三十一年宮城県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「総務部私学文書課長」を「総務部県政情報・文書課長」に、「私学文書課長」を「県政情報・文書課長」に改める。

第三条、第七条第一項、第八条第三項及び第四項、第九条並びに第十条第一項中「私学文書課長」を「県政情報・文書課長」に改める。

第十一条第一項中「総務部県政情報公開室」を「総務部県政情報・文書課」に改める。

第十二条中「私学文書課長」を「県政情報・文書課長」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十九号

公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成二十一年宮城県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第七条及び第八条を削り、第六条を第八条とし、第三条から第五条までを二条ずつ繰り下げる。

第二条中「第二十二條第二項の」の下に「規定により規則で定める」を加え、同条を第四条とする。

第一条の次に次の二条を加える。

(監査報告の作成)

第二条 法第十三条第四項の規定により規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。この号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

イ 法人の役員及び職員

ロ その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

- 二 前号の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

- 三 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

四 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

イ 監事の監査の方法及びその内容

ロ 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

ハ 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

ニ 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

ホ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

ヘ 監査報告を作成した日

(監事の調査対象書類)

第三条 法第十三条第六項第二号の規則で定める書類は、この規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。

第九条を削り、第十条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(事業報告書の作成)

第十条 法第三十四条第二項の事業報告書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 法人に関する基礎的な情報

イ 目標、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、組織図その他の法人の概要

ロ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ハ 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）

ニ 在学する学生の数

ホ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ヘ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに法人への出向者の数
ト 非常勤職員の数

二 財務諸表の要約

三 財務情報

イ 財務諸表に記載された事項の概要

ロ 重要な施設等の整備等の状況

ハ 予算及び決算の概要

四 事業に関する説明

イ 財源の内訳

ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

五 その他事業に関する事項

第十二条中「第三十四条第四項」を「第三十四条第三項」に改める。

第二十条を第二十一条とし、第十五条から第十九条までを一条ずつ繰り下げる。

第十四条中「第四十条第六項」を「第四十条第五項」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

(会計監査報告の作成)

第十二条 法第三十五条第一項の規定により規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

イ 法人の役員（監事を除く。）及び職員

ロ その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

二 会計監査人は、法第三十四条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

イ 会計監査人の監査の方法及びその内容

ロ 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同

じ。が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次の(1)から(3)までに掲げる意見の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める事項

(1) 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

(2) 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

(3) 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由
ハ 口の意見がないときは、その旨及びその理由

ニ 追記情報

ホ イからニまでに掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に関して必要な報告

ヘ 会計監査報告を作成した日

三 前号ニに規定する追記情報とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

イ 正当な理由による会計方針の変更

ロ 重要な偶発事象

ハ 重要な後発事象

第二十一条の次に次の三条を加える。

(内部組織)

第二十二條 法第五十六條の二第一号に規定する離職前五年間に在職していた法人の内部組織として規則で定めるものは、現に存する学長の直近下位の内部組織として次に掲げるもの(次項において「現内部組織」という。)であつて再就職者(離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。)が離職前五年間に在職していたものとする。

一 副理事長

二 理事

三 監事

四 宮城大学

2 直近七年間に存し、又は存していた前項各号に掲げる内部組織であつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていた業務を他の現内部組織で行つている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(管理又は監督の地位)

第二十三條 法第五十六條の二第二号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、法人の教育研究上の重要な組織の長、法人の職員給与の支給基準に基づき管理職手当の支給を受ける地位又はこれらに準ずる地位として法人が定めるものとする。

(各事業年度に係る業務の実績等の報告)

第二十四條 法第七十八條の二第二項に規定する報告書には、次の各号に掲げる報告書の区分に応じ、当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行つた結果を記載しなければならない。

一 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行つた結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目

二 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行つた結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行つた結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

県の発行する印刷物の販売に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十号

県の発行する印刷物の販売に関する規則の一部を改正する規則

県の発行する印刷物の販売に関する規則(平成十年宮城県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「宮城県総務部県政情報公開室長」を「宮城県総務部県政情報・文書課長」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

行政文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

○宮城県規則第四十一号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

行政文書管理規則の一部を改正する規則

行政文書管理規則(平成十一年宮城県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。
第七條第二項中「県政情報公開室長」を「総務部県政情報・文書課長(以下「県政情報・文書課長」という。)」に改め、同條第六項中「県政情報公開室長」を「県政情報・文書課長」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

公文書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十二号

公文書館条例施行規則の一部を改正する規則

公文書館条例施行規則(平成十三年宮城県規則第三十号)の一部を次のように改正する。
第七條第五号ロ中「に関する情報を除く。」の下に「以下同じ。」を加え、同号ロ(2)中「並びに地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人」に改め、「地方独立行政法人をいう。以下同じ。」の役員及び職員」の下に「並びに宮城県住宅供給公社、宮城県道路公社及び宮城県土地開発公社(以下「公社」という。))の役員及び職員」を加え、同号ロ(2)の次に次のように加える。

(3) 自己を本人とする個人に関する情報を当該情報の本人(本人が未成年者又は成年被後見人である場合は、法定代理人を含む。)が利用する場合又は死者の個人に関する情報を次に掲げる者が利用する場合における当該個人に関する情報(県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関する情報であつて、当該情報を公開することにより、当該事務若しくは円滑な執行に支障が生ずるお

の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるものを除く。)

(イ) 当該個人に関する情報の本人の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は子

(ロ) (イ)に掲げる者が不在の場合にあつては、当該個人に関する情報の本人の血族である父母

(ハ) (イ)及び(ロ)に掲げる者が不在の場合にあつては、当該個人に関する情報の本人の血族である

祖父母、孫又は兄弟姉妹

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十三号

手数料条例施行規則の一部を改正する規則

手数料条例施行規則(平成十二年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。
附則第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十四号

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項中「法第七十一條の二、第七十一條の二十三、第七十二條の七十四、第七十三條の四十二、第七十四條の三十一、第九十八條、第四百十條、第四百四十四條の五十五、第四百七十五條、第二百六條及び第七百四十六條の規定によつて」を削り、「国税局又は税務署の収税官吏の職務」を「県税に関する犯則事件の調査及び処分」に、「次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める」を「前條第一項第一号及び第二号に規定する」に改め、同項各号を削る。

第六條第一項の表中「同條第三項に規定する普通徴収」の下に「、第百八條の四に規定する知事から得た納付情報により納付する方法による徴収」を加える。

第四十七條第三号中「減免条例第九條第七項に規定する申請書を提出する日」を「県税条例第九十三條の規定により自動車取得税を申告納付すべき期限」に改める。

第五十六條第二項中「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「所有する自動車」との下に「、

同條第三号中「県税条例第九十三條の規定により自動車取得税を申告納付すべき期限」とあるのは「証拠徴収の方法又は知事から得た納付情報により納付する方法により徴収されるものにあつては道路運

送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第十三条の規定による登録をすべき事由のあつた日、普通徴収の方法により徴収されるもの（減免条例第七条の四第三項の規定に該当する場合を除く。）にあつては県税条例第百七条に規定する賦課期日、普通徴収の方法により徴収されるもの（減免条例第七条の四第三項の規定に該当する場合に限る。）にあつては減免条例第九条第七項に規定する申請書を提出する日」とを加える。

第五十六条の四第五項第一号中「財団法人日本自動車査定協会（一）を一般財団法人日本自動車査定協会（一）に改め、同項第二号中「当該年度の納税通知書」を「自動車検査証又は登録事項等証明書」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を第四号とする。

別表様式第二百十九号の項中「国犯法第七条」を「法第二十二條の十五」に改め、同表様式第二百二十号の項及び様式第二百一十一号の項中「国犯法第七条」を「法第二十二條の十六」に改め、同表様式第二百二十二号の項中「国犯法第十四条」を「法第二十二條の二十八」に改め、同表様式第二百二十三号の項中「国犯法第十八条」を「法第二十二條の三十」に改め、同表様式第二百二十四号の項中「国犯法第十九条」を「法第二十二條の三十一」に改め、同表凡例中

「国犯法……………国税犯則取締法
 条例……………宮城県県税条例
 減免条例……………宮城県減免条例
 規則……………宮城県県税条例施行規則」を「条例……………宮城県県税条例
 減免条例……………宮城県減免条例
 規則……………宮城県県税条例施行規則」に改める。

様式第二百二十三号の八（その二）中「密留中古自動車であることを財団法人日本自動車査定協会（※）が証する書面」を「一般財団法人日本自動車査定協会（※）が発行する商品中古自動車であることの証明書」及び「運輸支局長が発行する4月1日現在の登録事項等証明書」を「当該自動車に係る自動車検査証又は登録事項等証明書の写し」及び「古物商の許可証」を「古物商許可証」に改める。

様式第二百二十一号中「第 条及び国税犯則取締法第七条第三項」を「第二十二條の十六第二項」に改める。

様式第二百二十四号中「第 条及び国税犯則取締法第十九条」を「第二十二條の三十一」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 改正前の宮城県県税条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県県税条例施行規則の規定によるものとみなす。

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成三十年三月三十日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十五号
 県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則
 県税に関する証明等手数料条例施行規則（昭和三十四年宮城県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

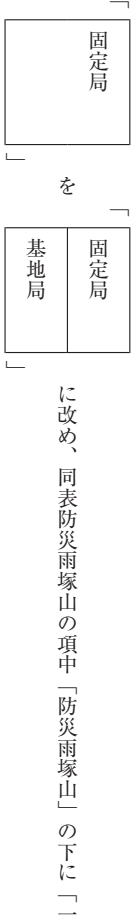
附則第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成三十年三月三十日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十六号
 防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則
 防災行政無線の管理及び運用に関する規則（昭和四十三年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。



別表第一号の表防災宮城の項中
 「固定局」を
 「固定局
 基地局」に改め、別表第二号の表



「二」を加え、「固定局」を「陸上移動局」に改め、同表仙台東の項、防災小々汐の項、防災小池ヶ

平の項及び防災三門山の項中
 「固定局」を「固定局」に改め、同項の次に次のよう
 に加える。

防災室根山	固定局	同	岩手県一関市千厩町奥玉字飛ヶ森 一八三 室根山中継所内
-------	-----	---	-----------------------------------

別表第三号の表防災柳目の項中

固定局	を	固定局	基地局
-----	---	-----	-----

に改め、同表防災支倉の

項中「防災支倉」の下に「一」を「二」に加え、「固定局」を「陸上移動局」に改め、同項の次に次のよう
 に加える。

防災大河原町字南一	同	同	柴田郡大河原町字南二二九一 大河原合同庁舎内
防災高白浜一	同	同	牡鹿郡女川町高白浜字向山地先内 高白浜中継所内

別表第三号の表防災笹倉山の項中

固定局	を	固定局	基地局
-----	---	-----	-----

に改め、別表第四号の

表防災大河原の項中「防災大河原」を「防災大河原合同庁」に改め、同表防災塩釜漁港の項中「防災塩
 釜漁港」を「防災仙台台地振水産漁港部」に、「固定局」を「陸上移動局」に改め、同表防災古川の項
 中「防災古川」を「防災大崎合同庁」に改め、同表防災築館の項中「防災築館」を「防災栗原合同庁」に
 改め、同表防災迫の項中「防災迫」を「防災登米合同庁」に改め、同表防災石巻の項中「防災石巻」を
 「防災石巻合同庁」に、「石巻市東中里一四一三二」を「石巻市蛇田字新沼田一二番地 四街区一画地」
 に改め、同表防災石巻土木の項を次のように改める。

防災気仙沼合同庁	固定局	気仙沼地方振興事 務所長	気仙沼市赤岩杉ノ沢四七七一六 気仙沼合同庁舎内
----------	-----	-----------------	----------------------------

別表第四号の表LASCOCM宮城県宮城スーパード可搬地球V七六(N)の項中「気仙沼地方
 振興事務所長」を「同」に、「
 気仙沼合同庁舎内」を

同

に改め、同表宮城防災航空隊の項中「宮城防災航空隊」を
 「LASCOCM宮城県宮城スーパード可搬地球V二〇(N)」に、「基地局」を「地球局」に、
 「岩沼市下野郷字新拓一九〇」を「岩沼市空港西一一一五」に改め、同表宮城防災搬送一の項の次に
 次のように加える。

宮城防災航空隊一	同	同	同
----------	---	---	---

別表第四号の表宮城防災移動九〇、九二、九四の項の次に次のように加える。

宮城防災航空隊	同	同	同
---------	---	---	---

別表第四号の表防災仙台台港湾の項中「防災仙台台港湾」を「防災仙台台塩釜港湾」に、「固定局」を「陸
 上移動局」に改め、同表防災塩釜流水の項中「防災塩釜流水」を「防災中南部下水」に改め、同表防
 災阿武隈流水の項中「防災阿武隈流水」を「防災県南浄化センター」に、「中南部下水道事務所長」
 を「同」に改め、同表防災北上流水の項中「防災北上流水」を「防災東部下水」に改め、同表防災仙
 台ダム総合の項中「同」を「固定局」に改め、同表防災惣の関の項中「同」を「陸上移動局」に改め、
 同表防災大崎ダム総合の項中「同」を「固定局」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第八号

宮城県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成三十年三月三十日

宮城県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県労働委員会事務局処務規程(昭和六十年宮城県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「総務議事班」を削る。
第三条に次の一号を加える。

十七 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百二十二号）第二十条第一項の相談に関すること。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第九号

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程（平成二十八年宮城県訓令甲第六号）の一部を次のように改める。

第二条の表一の項中「、局長」の下に「、オリンピック・パラリンピック大会推進局長」を加え、同表三の項中「企画・評価専門監」の下に「、情報システム専門監」を加え、「子育て政策専門監」を「健康政策専門監、子ども・子育て支援専門監」に改め、「水田営農専門監」を削り、「含む。」の下に「規則」を、「除く県税事務所」の下に「、防災ヘリコプター管理事務所」を、「保健福祉事務所、保健所」の下に「、水産技術総合センター」を加え、「、水産技術総合センター及び」を「及び」に改め、同表四の項中「防災ヘリコプター管理事務所及び」を削る。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十号

附属機関の役割に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

附属機関の役割に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役割に充てる職員の指定に関する規程（昭和五十九年宮城県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県交通安全対策会議の項及び宮城県青少年問題協議会の項中「保健福祉部子育て支援課長」を「保健福祉部子育て社会推進室長」に改め、同表宮城県農業共済保険審査会の項を削る。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十一号

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和三十四年宮城県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「私学文書課長」を「県政情報・文書課長」に改め、同条第一項中「総務部私学文書課長」を「総務部県政情報・文書課長」に、「私学文書課長」を「県政情報・文書課長」に改め、同条第二項及び第三項中「私学文書課長」を「県政情報・文書課長」に改める。

第五条第四項及び第五項中「私学文書課長」を「県政情報・文書課長」に改める。

別表第一号の表一の項中

「私学文書課長」

を「県政情報・文書課長」

に改める。

別表第二号の表一の項から3の項までの規定中

「私学文書課長」

を「県政情報・文書課長」

に改める。

様式第一号備考中「~~私学文書課長~~」を「~~私学文書課長~~」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十二号

文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

文書規程の一部を改正する訓令

文書規程（昭和四十三年宮城県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「私学文書課長等」を「県政情報・文書課長」に改め、同条第一項中「総務部私学文書課長」を「総務部県政情報・文書課長」に、「私学文書課長」を「県政情報・文書課長」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「私学文書課長及び県政情報公開室長」を「県政情報・文書課長」に改める。

第六条第一項中「総務部私学文書課」を「総務部県政情報・文書課」に、「私学文書課」を「県

政情報・文書課」に改め、同項に次の一号を加える。

七 文書庫保存簿冊(一覧表(様式第六号))

第六条第二項を削り、同条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。
第十条第一項及び第二項中「私学文書課」を「県政情報・文書課」に改め、同条第四項中「私学文書課長」を「県政情報・文書課長」に改める。

第十二条中「私学文書課」を「県政情報・文書課」に改める。

第十九条第一項から第三項までの規定中「私学文書課長」を「県政情報・文書課長」に改める。

第二十四条第一項中「私学文書課長」を「県政情報・文書課長」に、「主務班」を「主務課」に改め、同条第二項及び第四項から第六項までの規定中「私学文書課長」を「県政情報・文書課長」に改める。

第二十六条第二項、第二十七条及び第三十三条第一項第二号中「私学文書課長」を「県政情報・文書課長」に改める。

第三十四条第一項中「私学文書課又は」を「県政情報・文書課又は」に、「私学文書課長」を「県政情報・文書課長」に改め、同条第五項中「私学文書課」を「県政情報・文書課」に改める。

第三十五条第一項中「私学文書課」を「県政情報・文書課」に改める。

第四十一条から第四十四条までの規定、第四十六条及び第四十七条中「県政情報公開室長」を「県政情報・文書課長」に改める。

別表第一第二号(2)中「行経第 号 行政経営推進課」を

「行経第 号 行政管理室」に、「私文第 号 私学文書課」を

「県情文第 号 県政情報・文書課」に、

「オリンピック・パラリンピック大会推進室」を「オリンピック・パラリンピック大会推進課」に、

「子育て第 号 子育て支援課」を「子家支第 号 子とも・家庭支援課」に、

「農園環第 号 農産園芸環境課」を「農環第 号 農産環境課」に、

「畜第 号 畜産課」を「畜産課」に、

「水振第 号 水産業振興課」を「畜第 号 畜産課」に、

「豊海第 号 水産業振興課」を「畜第 号 畜産課」に、

「水振第 号 水産業振興課」を「畜第 号 畜産課」に、

「豊海第 号 水産業振興課」を「畜第 号 畜産課」に、

「水振第 号 水産業振興課」を「畜第 号 畜産課」に、

「豊海第 号 水産業振興課」を「畜第 号 畜産課」に、

「水振第 号 水産業振興課」を「畜第 号 畜産課」に、

「豊海第 号 水産業振興課」を「畜第 号 畜産課」に、

「水振第 号 水産業振興課」を「畜第 号 畜産課」に、

「豊海第 号 水産業振興課」を「畜第 号 畜産課」に、

「水振第 号 水産業振興課」を「畜第 号 畜産課」に、

「豊海第 号 水産業振興課」を「畜第 号 畜産課」に、

「水振第 号 水産業振興課」を「畜第 号 畜産課」に、

「豊海第 号 水産業振興課」を「畜第 号 畜産課」に、

「水振第 号 水産業振興課」を「畜第 号 畜産課」に、

附 則

様式第二十五号及び様式第二十六号中「県政情報・文書課長」を「県政情報・文書課長」に改める。

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

○宮城県訓令第十三号

条例及び規則等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

条例及び規則等取扱規程の一部を改正する訓令

条例及び規則等取扱規程(昭和二十五年庁訓第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「私学文書課長」を「総務部県政情報・文書課長(以下「県政情報・文書課長」)という。」に改める。

第四条から第六条までの規定、第八条並びに第九条第一項及び第二項中「私学文書課長」を「県政情報・文書課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

○宮城県訓令第十四号

公益法人の検査に関する規程を廃止する訓令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公益法人の検査に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公益法人の検査に関する規程を廃止する訓令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公益法人の検査に関する規程の一部を改正する訓令

の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公益法人の検査に関する規程(昭和五十一年宮城県訓令甲第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和四十三年宮城県規則第五号。以下「規則」という。)」を「公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則(平成二十年宮城県規則第百八号)附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同規則による廃止前の公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和四十三年宮城県規則第五号。以下「旧規則」という。)」に改める。

第二条中「規則」を「旧規則」に改める。

第九条中「(様式第一号)」を「(別記様式)」に改める。

第十一条を削る。

様式第一号を別記様式とし、様式第二号及び様式第三号を削る。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十五号

防火管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

防火管理規程の一部を改正する訓令

防火管理規程（昭和三十八年宮城県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「七名」を削り、同条第三項中「、同行政管理課長、同私学文書課長、同財政課長」を「同行政管理室長」に改める。

第八条第三項中「総務課長」を「総務班長」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第三百七十八号

県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱の一部を改正する告示

県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱（平成十五年宮城県告示第三百十号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第六条中「総務部県政情報公開室長」を「総務部県政情報・文書課長」に改める。

様式第一号及び様式第二号中「宮城県総務部県政情報公開室長」を「宮城県総務部県政情報・文書課長」に改める。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○宮城県告示第三百七十九号

平成十八年宮城県告示第九十九号（個人情報保護条例に基づく口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表狩猟免許試験の項中「（気仙沼地方振興事務所にあつては農林振興部）」を削り、同表指導農業機械士技能検定試験の項、農業機械士技能検定試験の項及び農業管理指導士認定試験の項中「農林水産部農産園芸環境課」を「農林水産部農産環境課」に改める。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。